

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための 臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

瀧野川信用金庫は「地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与すること」を最も重要な役割と認識し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に基づき、当金庫が、同法第4条および第5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、下記のとおり開示いたします。

平成24年5月15日
瀧野川信用金庫

第1：

内閣府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当金庫では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「地域金融円滑化のための基本方針」を理事会の決議により制定しております。概要は以下のとおりです。

- (1) 当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって最も重要な社会的使命であることを常に第一に考え、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題等を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
- (2) 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備における支援体制として、本部においては、融資部担当役員を委員長とする「金融円滑化対策委員会」を設置し地域金融の円滑化への取り組みや、ご相談体制の強化を図ってまいります。
- (3) 中小企業のお客様や住宅ローンをご利用頂いているお客様等からお借入条件の変更に関する苦情・相談等をお受けする専用窓口を本部に設置いたしました。

・フリーダイヤル 0120-774-992

・受付時間 平日 9:00～17:00

・担当 融資部（副部長）

- (4) 当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認、照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- (5) 貸付条件の変更等を行った後であっても、お客様の必要な資金については積極的にご相談に応じます。又貸付条件の変更等の申出に対し止むを得ず拝辞する場合は、お客様にご理解と納得を得られるご説明をさせて頂くように最大限の努力をいたします。

注 方針の全文については平成22年1月15日に公表しております。(当金庫ホームページ及び全営業店内)

第2：

内閣府令第6条第1項第2号に規定する法第4及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫では、「中小企業金融円滑化法」第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下のとおり体制を整備致しました。

- (1) 「中小企業金融円滑化法」への対応として本部の人員配置の体制整備を行い専任担当者を配置いたしました。
- (2) 法第4条、第5条に基づく措置を円滑に行うことを目的として、平成21年12月30日付で「金融円滑化対策委員会」を設置し、融資部長を「金融円滑化管理責任者」といたしました。
- (3) 「地域金融のための基本方針」及び「金融円滑化管理方針」並びに「金融円滑化管理規程」を制定し、「地域金融のための基本方針」については当金庫のホームページ上に公開し、同時に全営業店の店内に掲示致しました。
- (4) お客様からの苦情・相談窓口の受付部署として、新たに本部に金融円滑化に係る苦情・相談窓口を設置し、専任担当者を配置いたしました。

第3：

内閣府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの金融円滑化に係るご相談の窓口を本部融資部に設置したほか各営業店においても承っております。
本部のご相談窓口としては、フリーダイヤルの専用窓口を設置しております。(0120-774-992、受付時間平日9:00~17:00)
- (2) お客様からの金融円滑化に係る措置に対する苦情については本部に専用窓口を設置しております(上記フリーダイヤル)又各営業店においても受付対応者を配置しております。
- (3) 平日お仕事等でお忙しいお客様のご相談、ご要望等にお応えすべく休日相談会を定期的を実施しております。
(平成21年12月より平成24年3月末迄17回実施)

第4：

内閣府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 当金庫は本部、営業店が一体となってお借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善、又は再生のための助言を行う等お客様への支援について真摯に取り組めます。
- (2) 従来より行っている「中小企業再生支援協議会」の活用についてより積極的に行い、お客様のご要望にお応えすることが出来るよう全力で取り組んでまいります。
- (3) ㈱しんきんキャリアサービス及び㈱カイゼンマイスターとの業務提携によりお客様の経営の合理化やマーケティング、生産管理等の経営改善方法等についてサポートしてまいります。
- (4) お客様のビジネスマーケティングの拡大を図るため第1回「ビジネス交流会」を平成22年3月4日に実施し、第2回を平成23年3月2日、第3回を平成24年3月7日に開催いたしました。今後もお客様のビジネスチャンスを拡大するお手伝い出来るよう継続して実施して行く予定です。

- (5) お客様の企業経営をサポートさせていただくために、大手企業を定年退職された専門知識を有する方とのマッチングを行う「新現役交流会」第1回を平成24年2月3日に開催致しました。今後も引き続き実施して行く予定です。

第5：

法第4条に基づく措置の実施状況

別表1・2をご参照ください。

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者である場合〕

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕

第6：

法第5条に基づく措置の実施状況

別表5・6をご参照ください。

(別表5) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(別表6) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

単位:百万円

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,300	8,404	14,291	21,101	29,203	36,308	44,156	49,974	56,548	63,024		
うち、実行に係る債権の額	865	7,476	13,433	19,880	26,301	33,283	41,080	47,578	52,842	59,579		
うち、謝絶に係る債権の額	0	60	125	188	193	289	568	937	1,001	1,163		
うち、審査中の貸付債権の額	435	819	600	735	2,389	2,337	1,904	706	1,498	1,068		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	49	133	298	320	399	603	751	1,206	1,212		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	337	1,870	3,136	4,609	6,408	7,954	9,801	11,107	12,658	14,372		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	45	109	115	120	205	222	249	268	301		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

単位:件

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	98	510	861	1,213	1,702	2,109	2,605	3,013	3,402	3,819		
うち、実行に係る債権の数	60	415	769	1,116	1,549	1,897	2,388	2,783	3,126	3,515		
うち、謝絶に係る債権の数	0	7	20	26	30	36	47	59	64	74		
うち、審査中の貸付債権の数	38	82	56	51	94	127	105	80	87	102		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	16	20	29	49	65	91	125	128		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	34	249	462	652	931	1,138	1,424	1,632	1,846	2,073		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	4	16	18	22	26	31	38	41	47		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

単位:百万円

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	219	795	1,429	1,853	2,853	3,531	4,354	5,047	5,741	6,329		
うち、実行に係る債権の額	90	643	1,226	1,613	2,389	3,024	3,815	4,467	4,935	5,603		
うち、謝絶に係る債権の額	0	23	25	25	62	166	166	233	281	294		
うち、審査中の貸付債権の額	129	80	118	121	279	124	134	109	230	87		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	48	58	92	121	215	238	238	292	344		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

単位:件

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	14	49	83	111	165	203	249	291	329	358		
うち、実行に係る債権の数	5	36	69	95	135	168	211	250	281	310		
うち、謝絶に係る債権の数	0	1	2	2	4	11	11	15	19	20		
うち、審査中の貸付債権の数	9	7	6	6	17	10	9	8	9	6		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5	6	8	9	14	18	18	20	22		